

千葉県病院局公正入札調査委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、病院局が発注するすべての業務の入札（見積合せを含む。以下同じ。）の適正を期し、入札談合に関する情報に対する的確かつ迅速な対応を行うため、病院局に千葉県病院局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会においては、業務についての入札談合に関する情報があった場合には、「千葉県病院局談合情報対応マニュアル」に則って、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 公正取引委員会への通報・事情聴取の実施・入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応

(2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(組 織)

第3条 委員会は、病院局次長を委員長とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 経営企画課長

(2) 管理課長

(3) 市立青葉病院事務長

(4) 市立幕張海浜病院事務長

(5) 入札談合に関する情報に係る業務の発注課（室）の長

2 委員長に事故があるときは、委員である経営企画課長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、病院局経営企画課に置くものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日より施行するものとする。